

## ごみの分別区分・収集体制の見直しについて

### 1 見直しの背景

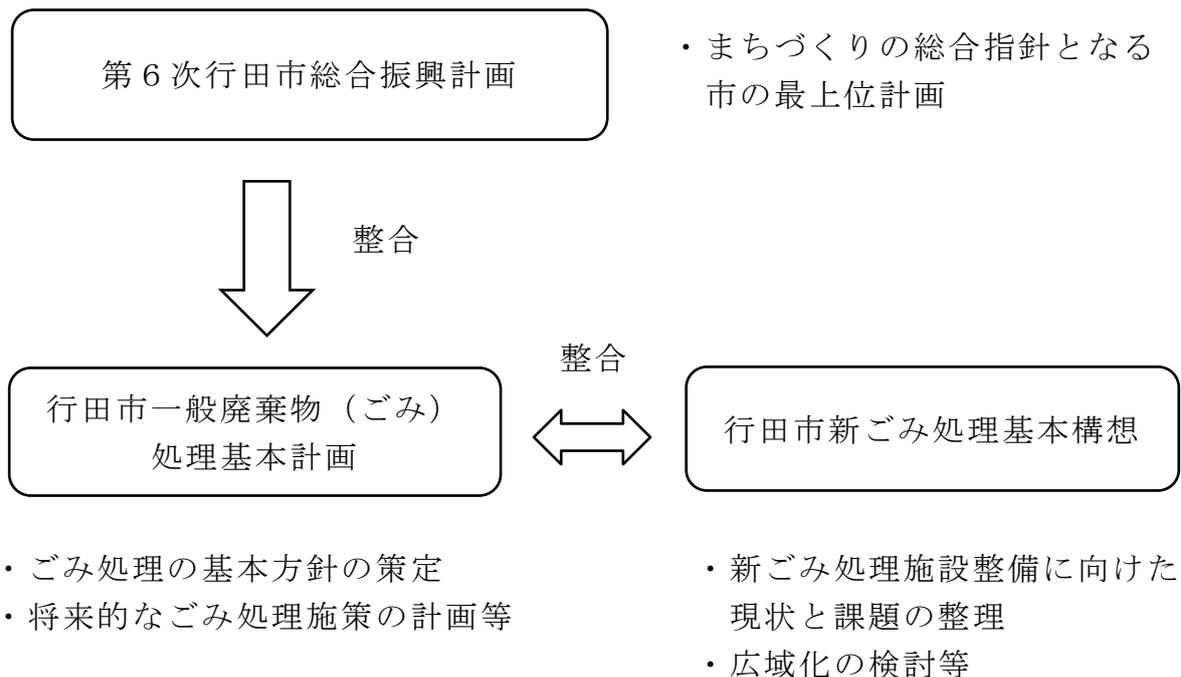
本年度策定予定の「行田市新ごみ処理基本構想（以下「基本構想」という。）」では、現在新たに建設するごみ処理施設の規模について検討を進めています。この施設規模を想定するためには、本市における将来的なごみ量を予測する必要があります。

ごみ量の将来予測については、現行の行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）でも示されておりますが、この数値は鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）の諸計画を踏まえた将来予測数値であり、前年度末にこの組合によるごみ処理施設整備事業は白紙解消となりました。このため、現行の基本計画に基づくごみ量の将来予測数値は、実質的に活用することができない状況となっております。

このようなことから、このたびの基本構想策定に併せ、改めて本市における将来的なごみ量を見込むべく、基礎となるごみの分別区分から見直しを図ろうとするものです。

また、見直しにあたりましては、ごみの現状を的確に把握するとともに、現行の基本計画における基本方針や、現在策定中の第6次行田市総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）に即した内容となるよう見直しを図ってまいりたいと考えています。

#### ○計画の位置付け



## 政策分野4. 循環型社会の形成

### 【現状と課題】

- 市内で発生する家庭ごみなどの一般廃棄物は、主に、粗大ごみ処理場と彩北広域清掃組合が運営する小針クリーンセンターで処理されていますが、これらの施設では老朽化が進んでいます。現在は、改修や修繕により施設の延命化を図りながら稼働させていますが、新たなごみ処理施設の整備が課題となっています。
- 市民一人当たりのごみ排出量は、現状維持にとどまっており、ごみの減量化と資源化（リサイクル）の推進が求められています。また、社会情勢の変化に対応した的確なごみ分別収集体制づくりの構築が必要です。

### 〈将来のまちの姿〉

資源の有効利用が図られ、ごみが適正に処理されています。

### 【主な施策】

#### 1. 新ごみ処理施設の整備

新たなごみ処理施設の整備にあたっては、中長期的な視点を踏まえ、広域的な廃棄物処理体制の在り方を検討し、早期の稼働に向けて取り組みます。

なお、新たなごみ処理施設稼働までの間は、粗大ごみ処理場及び小針クリーンセンターの適切な維持管理に努めます。

- ◆主な取組み  
・新ごみ処理施設の整備  
・ごみ処理施設の適正な維持・管理

#### 2. ごみの減量と4R活動の普及促進

家庭から排出されるごみの減量や分別収集の徹底を図るとともに、地域が主体となる資源回収などリサイクル活動を促進します。また、ごみとなるものは持ち込まない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）4R活動の普及促進を図ります。

- ◆主な取組み  
・分別収集の徹底  
・地域リサイクル活動の促進  
・新たな資源回収の検討  
・市民や事業者への働きかけ

〈市民ができること〉

- ・ 買いすぎや使い残しをなくし、ごみの排出抑制と分別に努めます。

**関連する個別計画**

- ・ 第2次行田市環境基本計画（H26年度～R5年度）
- ・ 行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（H30年度～R14年度）

○現行基本計画における基本方針と分別区分【現行基本計画より抜粋】

**【基本方針】**

**基本方針 1 ごみ減量化の推進**

リフューズ（いらぬものは受け取らぬ。）、リデュース（ごみを減らす。）、リユース（繰り返し使う。）、リサイクル（再資源化）の4Rを推進し、ごみの減量化を図ります。

**基本方針 2 ごみ処理サービスの向上**

新しいごみ処理ルールの検討にあたっては、ごみの排出者である市民の目線に立ち、適切なごみ処理サービスの向上を図ります。

**基本方針 3 ごみの適正処理**

ごみの分別処理の徹底によりリサイクルを推進するとともに、環境負荷の低減を図ります。また、ごみ処理施設の適正な運転管理を行います。

**基本方針 4 ごみ処理の費用負担軽減**

ごみの減量化・資源化、収集・運搬、処理などの廃棄物処理システム全般にわたって、ごみ処理の費用負担軽減を図ります。

**新施設稼働前まで**

分別区分	主な分別品目	
燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・枝木など	
燃やせないごみ	プラスチック・ビニール類	
	プラスチック製容器包装	(汚れている物)
		(汚れていない物)
	ペットボトル	(汚れている物)
		(汚れていない物)
金属・ガラス類・陶磁器類など		
粗大ごみ	寝具・家具・小型家電など	
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など	
資源物	缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など	

**新施設稼働後**

分別区分	主な分別品目
燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・枝木など
	プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装 (汚れている物)
	ペットボトル (汚れている物)
燃やせないごみ	金属・ガラス類・陶磁器類など
粗大ごみ	寝具・家具・小型家電など
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
資源物	プラスチック製容器包装 (汚れていない物)
	ペットボトル (汚れていない物)
	缶類・ビン類・紙類・布類・ 廃食用油など

## 2 見直しの内容（案）

### （1）新たな分別区分設定にあたっての考え方

現行の基本計画では、基本方針に掲げる4つの項目（減量化の推進、ごみ処理サービスの向上、ごみの適正処理、ごみ処理の費用負担軽減）に照らし、市民負担や費用面も考慮しながら減量化を目指しております。

また、内閣府の経済財政諮問会議が行った提言では、「サーマルリサイクル（熱回収）も有効なエネルギー回収手段としてマテリアルリサイクルと並んで位置づける」としております。可燃ごみ処理施設では大量の電力を消費するため、発電量を増やすことで火力発電の際に使用する原油量化石燃料を削減することができ、売電による収益も見込まれます。こうしたサーマルリサイクル（熱回収）という観点も取り入れた設定を行います。

現行の基本計画では、枝木を燃やせるごみに区分し、プラスチック製容器包装については汚れていない物を資源物に区分し、汚れている物を燃やせるごみに区分することとしておりますが、見直し案では、プラスチック製容器包装は汚れているかどうかにかかわらず燃やせるごみに区分することとし、新たに枝木（剪定枝）を資源物に区分することとします。

※全体の分別区分は【資料1-2】を参照

### （2）品目別の分別区分

#### ①プラスチック・ビニール類

焼却することにより大量の熱エネルギーを回収でき、発電量が増加するほか、~~可燃ごみ処理施設における重油の使用量を抑制することが可能となる~~ことから、現行の計画と同様、燃やせるごみに区分します。

ただし、国が検討を進めているプラスチックごみの一括回収制度について、今後具体的な進展が見られた場合には、必要に応じて見直しを行うものとしします。

#### ②ペットボトル

ペットボトルはポリエチレンテレフタレート（PET）という単一素材でつくられているため、マテリアルリサイクルが可能です。そのため、現行の計画と同様、汚れている物を燃やせるごみ、汚れていない物を資源物として区分します。

※マテリアルリサイクルとは

製品の原材料として再利用することで、（一社）プラスチック循環利用協会の調査では、プラスチック処理量におけるマテリアルリサイクルの割合は17%である（2018年）。

また、これに対比されるものとして、化学的に分解して化学原料とするケミカルリサイクル（プラスチック処理量全体の6%）、燃焼時の熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（プラスチック処理量全体の59%）がある。

### ③プラスチック製容器包装

プラスチックは単一の原材料ではなく、ポリエチレン（PE）やポリスチレン（PS）、ポリ塩化ビニル（PVC）など様々な種類で構成されているため、プラスチックとして収集し再資源化した場合、その処理には多大な費用が生じます。また、市民にとっても分別の負担が増えることとなります。

以上のことから、現行の計画においては汚れていない物については資源物に区分することとしておりましたが、見直し案においては汚れているかどうかにかかわらず、燃やせるごみに区分します。

ただし、国が検討を進めているプラスチックごみの一括回収制度について、今後具体的な進展が見られた場合には、必要に応じて見直しを行うものとしします。

### ④枝木（剪定枝）

本市を含む県北地域では屋敷林が多く、枝木（剪定枝）がごみ量を押上げる要因の一つとなっています。

【県内 40 市における 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 （平成 30 年度実績）】	
第 3 4 位	加須市 5 7 9 g ←剪定枝をリサイクルしている
...	
第 3 6 位	羽生市 6 2 7 g
<b>第 3 7 位</b>	<b>行田市 6 9 1 g</b>
第 3 8 位	熊谷市 6 9 2 g
第 3 9 位	深谷市 7 0 7 g
第 4 0 位	本庄市 7 3 9 g
出典：埼玉県環境部資源循環推進課『一般廃棄物処理事業の概要』令和 2 年 7 月	

ごみ組成分析結果（令和 2 年 3 月末時点・小針クリーンセンター提供）

紙・布類	ビニール、 合成樹脂 ゴム、皮 革類	<u>木、竹、 わら類</u>	厨芥類 （生ごみ）	不燃物類	その他	合計
48.3%	26.9%	<u>11.6%</u>	4.6%	1.4%	7.2%	100.0%

このため、見直し案においては資源物に区分し、ごみの減量化を図ることとします。